

## 第5次中山町総合計画・後期5か年基本計画（案）に対するパブリック・コメント（意見公募）を実施します

平成23年3月に策定しました第5次中山町総合計画については、平成27年度が計画期間10年の中間年に当たります。また、国の法律や制度改正などに伴い、現状の基本計画では様々な行政課題に対応できなくなっています。このため、町では本年度、前期5か年基本計画を評価・検証するとともに、後期5か年基本計画の策定作業を進めてまいりました。

このたび、後期5か年基本計画（案）としてまとめましたので、町民の皆様からのご意見を募集します。なお、このパブリック・コメントは中山町パブリック・コメント手続実施要綱に基づいて行うものです。

### ■第5次中山町総合計画（みんなで創る なかやまプラン）

計画期間：平成23年度～平成32年度

総合計画の構成：基本構想・基本計画・実施計画

### ■意見の提出方法（下記提出先にご提出ください。）

持参による書面提出、郵送、電子メール、ファクシミリ

### ■意見の募集期間

1月15日（金）～2月15日（月） ※郵送の場合は消印有効

### ■計画（案）の公表方法

①町ホームページへの掲載

②次の各施設での閲覧・配布

・中山町役場1階総合窓口・中山町保健福祉センター窓口・中山町中央公民館窓口

・なかやま保育園・中山町立図書館 ほんわ館

※お問い合わせ先

総務企画課企画財政G

〒990-0429 中山町大字長崎120番地 ☎：662-4271 FAX：662-5176

E-mail：kikaku@town.nakayama.yamagata.jp HP：http://www.town.nakayama.yamagata.jp

## 平成28年度(27年分) 町県民税申告相談日程

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けておりますので、1月1日号に折込の「町県民税（個人住民税）の手引き」をご覧ください。申告相談を行ってください。

●相談期間 2月1日（月）～3月15日（火）

●受付時間 午前9時～11時30分／午後1時～4時

●受付場所 役場101・102会議室

●申告に必要なもの

①印鑑

②平成27年中の所得のわかるもの（源泉徴収票等）

③社会保険料控除を受ける場合は国民年金保険料等の各種領収書や控除証明書

④障害者控除を受ける場合は障害等級のわかる各種手帳や証明書

⑤医療費控除を受ける場合は、医療を受けた個人ごとに医療機関・薬局別に領収書等をまとめ、「医療費の明細書」を記入して申告をしてください。

⑥所得税が還付となる場合の振込先口座がわかるもの（申告者本人名義の通帳等）

◆平成27年中に収入のなかった方や非課税所得のみだった方でも、「国民健康保険税」、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」の算定に影響しますので、「簡易申告書」を記入のうえ提出してください。

### 申告日程

期日	対象地区	期日	対象地区
2/1（月）	上町、柳町	2/24（水）	文新田1・2
2/2（火）	元町、新町	2/25（木）	いずみ1・2、あおば1・2・3
2/3（水）	中町、達磨寺1	2/26（金）	金沢1・2
2/4（木）	達磨寺2・3	2/29（月）	金沢3・4
2/5（金）	達磨寺4、向新田	3/1（火）	金沢5、柳沢1
2/8（月）	新田町1・2・3	3/2（水）	柳沢2・3
2/9（火）	旭町1・2	3/3（木）	柳沢4・5
2/10（水）	中原団地、広瀬団地、川端	3/4（金）	柳沢6、土橋1・2
2/12（金）	下川	3/7（月）	土橋3・4・5
2/15（月）	桜町1・2	3/8（火）	土橋6、岡1
2/16（火）	北小路	3/9（水）	岡2・3
2/17（水）	西小路、梅ヶ枝町1	3/10（木）	岡4・5
2/18（木）	梅ヶ枝町2・3・4	3/11（金）	小塩1・2
2/19（金）	梅ヶ枝町5・6	3/14（月）	小塩3
2/22（月）	西町、南小路	3/15（火）	予備日
2/23（火）	三軒屋、落合		

### 山形税務署から

※お問い合わせ先  
山形税務署 ☎622・1611

#### 〔申告書作成会場について〕

●申告書作成会場 山形テルサ（税務署には申告書作成会場を設置していません）。※この会場は所得税および復興特別所得税（譲渡所得を含む）、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告が必要な方、所得税の還付を受ける方を対象とした申告書作成会場となります。

●設置期間 2月10日（水）～3月15日（火） ※土・日曜日、祝日は休みですが、2月21日・28日の日曜日に限り開設します。

●開設時間 午前9時～午後4時 ※午後3時以降は混雑しますのでお早めにお越しください。

#### ●申告期限および納付期限

▼所得税および復興特別所得税、贈与税：3月15日（火） ▼個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日（木）

●その他 ▼所得税および復興特別所得税の申告の際には、復興特別所得税の額を確認してください。 ▼国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけます。画面の案内に従って入力するこ

#### 〔申告内容自己点検（見直し）のお願い〕

昨年、仙台国税局管内の税務署において、書面等により申告内容の自主的な見直しを呼び掛ける取組を行った結果、不動産所得の申告漏れや計算誤りのあった方から修正申告書等が提出されました。

納税者の皆様におかれましては、適正申告を行っていただくため、申告内容の自己点検（見直し）を実施し、誤りがあった場合には自主的な修正申告書等の提出をお願いします。